



東京2020オリンピック特別展示の様子  
(町民センター2階にて11月末まで展示)



## 「オリンピック」の夢と希望を次世代へ

- 特集** 「真鶴町・石の彫刻祭2021」開催！ — 2～3
- トピックス** 自宅療養者へのサポート体制について — 4
- トピックス** 「身近な公園づくり」について — 5
- 連載** 防災連載（第23回） — 6
- トピックス** 令和2年度決算の報告 — 8～10

### 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症対策のため、状況により公共施設の営業停止や、広報真鶴で紹介している行事が中止あるいは内容変更となる場合があります。

皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、行事の実施予定などについては、各お問い合わせ先でご確認ください。



# 「真鶴町・石の彫刻祭2021」を開催します

□問い合わせ 産業観光課 ☎内線332

「真鶴町・石の彫刻祭」では、令和元年度より作家11名を招聘し、本小松石しょうへいによる彫刻の制作が行われました。作品は令和2年度に設置予定でしたが、東京2020オリンピックの延期に伴い本事業も延期し、今年度すべての作品の町内設置ができました。作品の設置場所は左ページをご覧ください！

11月は「真鶴町・石の彫刻祭2021」と題し、2つのイベントを開催します。各イベントを通じ、町の産業を支えている「本小松石」をより身近に感じてみませんか？



## 1 真鶴町 謎解きさんぽ 石の彫刻を巡る旅

石の彫刻作品の設置場所を含む全10か所のスポットを回り、各スポットで謎解きを行いながら作品の魅力や「本小松石」の魅力について体感していただくイベントです。

**開催期間** 11月1日（月）～30日（火）

**参加費** 無料

**参加方法** 真鶴町観光協会（里海ベースまたは駅前案内所）にて受付し、提示された二次元コードをスマートフォンで読み込み、専用サイトにアクセスすることで参加できます。



**受付時間** ◆里海ベース：午前9時30分～午後4時 ◆駅前案内所：午前9時30分～午後3時



当イベントは新型コロナワクチン2回目接種から2週間以上経過した人の参加を推奨しています。



## 2 真鶴まちな一れ2021 ツナグプロジェクト

～本小松石をヤーン・ボミングする～

「ヤーン・ボミング」とは、町中にあるさまざまなものをカラフルな毛糸で包み込むストリートアートです。本小松石を毛糸で包み込むヤーン・ボミングの展示を通して、真鶴の象徴的な産業のひとつである「石」をめぐる文化を見つめ直すアートイベントです。

**展示期間** 11月20日（土）～28日（日）

**展示場所** 真鶴港岸壁広場

**主催** 真鶴まちな一れ実行委員会



ヤーン・ボミング  
イメージ写真



両イベントとも、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止となる場合があります。

北川太郎 作



「ビッグママ」

三沢厚彦 作



「マツル」

富長敦也 作



「Love Stone Project  
-Manazuru」

絹谷幸太 作



「創知彫刻2020(石の遊具)」

廣瀬智央 作



「小松石の時間」

イケムラレイコ 作



「夫婦とり」

大竹利絵子 作



「どこかの子」

多和圭三 作



「海へ」(連作「山へ」「海へ」の一作)

河口龍夫 作



「石の時間」

ホセイン・ゴルバ 作



『道は空っぽだ。どんなに歩いても・・・』  
(道は沖なり、而して之を用うるに或いは  
盈たず - (老子)第4休憩所 他界した  
ふたりの友人作家、宮脇愛子さんと長澤  
英俊さんに捧ぐ』

長谷川さち 作



「七つの星」

魚座

ひなづる幼稚園

真鶴港

まなづる小学校

荒井城址公園

役場

真鶴駅

瀧門寺

### 石彫作品 位置図

作品の詳細は  
こちら →





# 自宅療養者へのサポート体制を強化します

☐問い合わせ 政策推進課 ☎内線311

真鶴町では、新型コロナウイルスに感染し自宅療養となった人やその家族などに対して、医療、福祉機関と連携し、生活・医療それぞれのサポートを強化します。

Check  
01

## 生活支援を強化します

令和3年9月13日に、町と社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会で「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援に係る連携事業に関する覚書」を締結し、連携して自宅療養者などへの生活支援を実施していきます。

### 支援内容

- ・生活に必要な食料品や生活必需品の買物代行
- ・家庭ごみの個別収集 など



Check  
02

## 医療支援を強化します

令和3年10月12日に「真鶴町、公益社団法人地域医療振興協会及び一般財団法人ファミリーヘルス財団との医療・福祉・介護分野における連携に関する協定書」を締結しました。

スマートウォッチを用いて自宅療養者の血中酸素飽和度を測定し、そのデータを真鶴町国民健康保険診療所の医師が確認することにより、自宅療養者の容体を見守る医療支援を実施していきます。

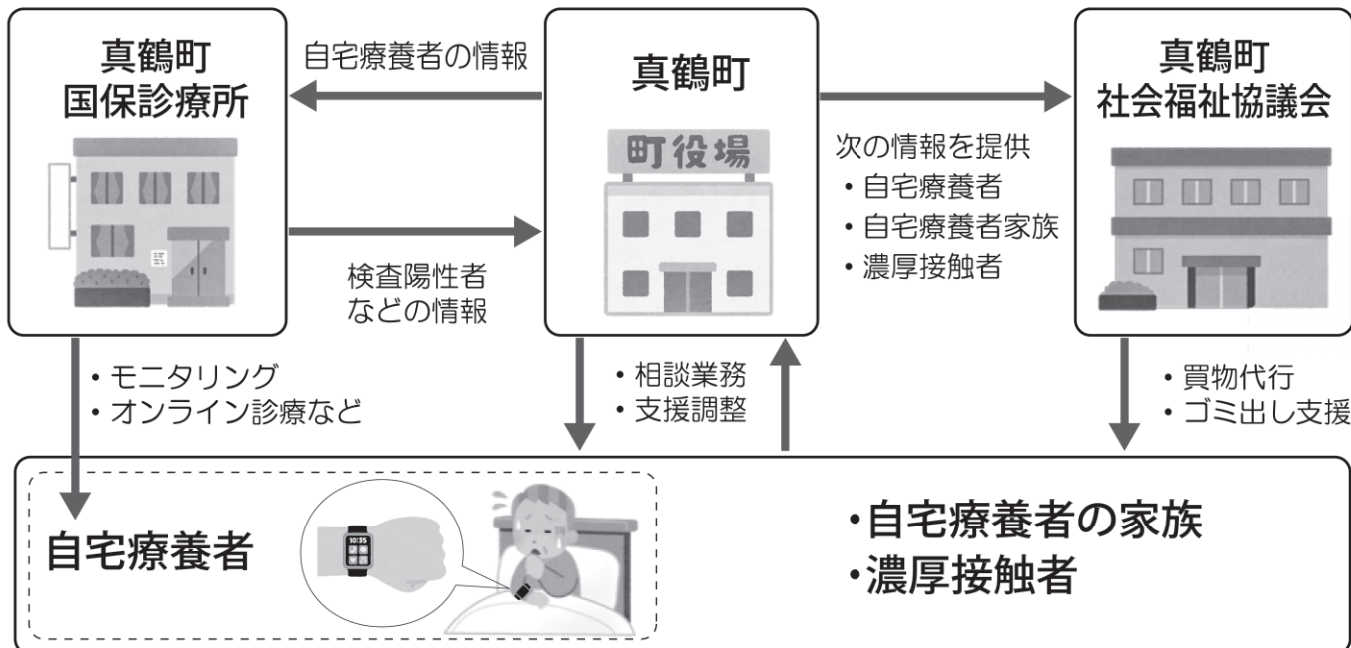


【写真右から】  
 ・(一財)ファミリーヘルス財団 葉田理事長  
 ・松本町長  
 ・(公社)地域医療振興協会 吉新理事長



これらの生活支援や医療支援などにより、自宅療養者などの不安を取り除くとともに容体急変などの事態に対応し、町民のいのちを守っていきます。

### 自宅療養者サポート体制 イメージ



荒井城址公園から「身近な公園づくり」が始まります！

## 公園利活用推進補助金が2提案、採択されました

□問い合わせ 政策推進課 ☎内線311

### 「プレーパーク」「看板・ベンチづくり」を行っていきます！

町内唯一の都市公園である荒井城址公園から、町民や真鶴町ファンの皆さんの提案により身近な公園づくりが始まります。広報8月号にて募集しました公園利活用推進補助金に係る提案について、2件の提案が採択されました。プレーパークに、看板やベンチづくり。皆さんから意見をいただいていた公園の課題に対して、提案者が実行者となり、皆で協働して公園づくりを進めていきます。公園を手づくりで楽しむ、そんな提案活動にぜひご参加ください。



#### 提案その1

### まなぶるプレーパーク ～荒井城址公園を冒険遊び場に！～

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子ども達の「やってみたい」気持ちを大切にしながらなるべく禁止事項をなくした、自然の中で自由にのびのび遊べる「プレーパーク」を今年度定期的に試行していきます。

遊びの指導員となる「プレーリーダー」を地元メンバーから育てたり、多世代が協力して荒井城址公園の自然や植物・生物を楽しむ遊び場をつくっていく機会として、プレーパークを開催していきます。



#### 提案その2

### みんなでつくる案内看板・ベンチ

荒井城址公園の課題であった案内看板や休憩用のベンチを、皆さんと作っていきます。参加者と一緒に公園を歩いて看板情報の内容や設置場所を決めたり、荒井城址公園の管理者と協議を行った上で、公園の自然な材料も活用しながら、手作りベンチなどを制作したりしていきます。

### 皆さんの意見が形になっていきます！

4月に開催した荒井城址公園の探検と検討会で皆さんよりいただいた意見の一部が、今回採択された提案により、少しずつ形になっていきます！

#### 皆さんからいただいた意見（一部）

- ・誰もが安心して利用できる公園にしたい。
- ・ベンチが少ないので、もっと設置してほしい。
- ・公園情報の案内看板があるとよい。
- ・工夫次第で遊べる公園
- ・竹林は遊びの宝庫(竹で遊具やオモチャ作り)
- ・自然教室ができる  
(池の生き物、虫、植物、野鳥など)

案内看板・ベンチづくり

プレーパーク

### 災害発生時の飲料水について、日ごろから準備をしておきましょう!

災害が発生すると、電気や水、ガスが止まり、飲料水の確保や食事が困難になる場合があります。町では、災害発生時の飲料水や食料を確保していますが、皆さんに届くまで時間を要することも想定されるため、日ごろから各家庭で備蓄しておくことが大切です。

そこで「防災連載」では、飲料水と食料の確保方法について、2回にわたり皆さんにご紹介します。今月は「飲料水の確保」についてです。

#### どのくらいの水が必要なの?

人は1日につき約2～3ℓの飲料水が必要とされています。災害発生から3日間は、応急給水活動に時間がかかるとされているため、3日分程度の飲料水を確保しておくことと安心です。



#### 飲料水の確保方法について

##### 市販の飲料水を購入する方法

市販の飲料水は、水道水よりも保存期間が長く、災害時の備蓄に適しています。賞味期限が近付いたものは日常生活で利用し、新たに飲料水を購入してください。

##### 水道水を保存する方法

浄水器を通していない水道水は、清潔なペットボトルなどに入れて保存することで、直射日光を避けた涼しい場所であれば3日程度、冷蔵庫であれば7日程度保存可能です。「保存」⇒「利用」⇒「再補充」の習慣を日頃からつけるようにしましょう。保存期限が過ぎた水は、生活用水として利用しましょう。

💡 飲料水は、雑菌が入らないよう、コップなどに注いで飲むようにしましょう。

### 真鶴町お知らせメールへのご登録を!

町から災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容、新型コロナウイルス感染症に関する情報などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスをしています。本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要です。

※登録方法が不明な場合などは総務防災課にお問い合わせください。

▼真鶴町お知らせメールへのご登録は、下のQRよりお進みください▼

PC・スマートフォンの場合



フィーチャーフォン(ガラケー)の場合



※読み取れない場合は、下記アドレスに空メールを送信してください。

[t-manazuru@sg-p.jp](mailto:t-manazuru@sg-p.jp)

☐問い合わせ 総務防災課 ☎内線323



# 湯河原町消防本部からのお知らせ

☎問い合わせ 湯河原町消防本部警防課予防係 ☎60・0177



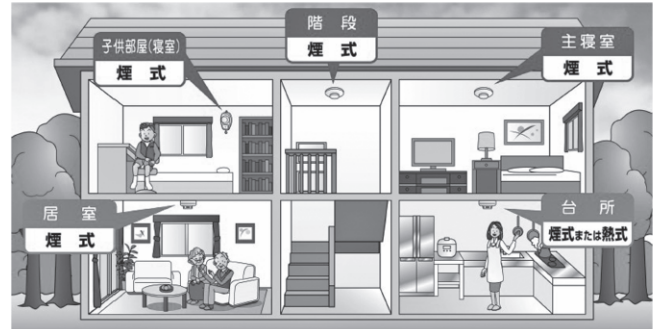
## あなたのお住いに住宅用火災警報器は設置されていますか？

湯河原町火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。（真鶴町は、湯河原町に消防に関する事務を委託していることから、湯河原町火災予防条例が適用されています。）

### 設置する場所

煙感知式の住宅用火災警報器をすべての寝室と階段の上部（2階以上に寝室として使用する部屋がある場合）に取り付けます。アパートや職員寮などの共同住宅で、ご自身で設置してよいかわからない場合は建物の所有者などに相談しましょう。

また、台所や居室への設置義務はありませんが、設置するとより安全です。



### どこで販売しているの？

ホームセンター、防災用品店、電気店、家電量販店などで販売しています。

### 悪質訪問販売に注意！

町職員、消防職団員が訪問販売することはありません。また、消防本部が特定の業者に販売を委託することはありません。

### 電池切れに注意！

住宅用火災警報器に内蔵されている電池の寿命は約10年と言われています。設置されている住宅用火災警報器が、火災ではない時に鳴動したりランプが点滅した場合には、電池の容量が少なくなっているサインかもしれませんので定期的に点検しましょう。

### 設置・交換を支援します！

ご自身で設置・交換ができない人は消防職員が取り付けの支援をしますので、お気軽にご相談ください！

## 秋の火災予防運動 11月9日～15日

### 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

4つの習慣	①寝たばこは絶対にしない、させない。
	②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
	③コンロを使うときは火のそばを離れない。
	④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
6つの対策	①ストーブやコンロは安全装置の付いた機器を使用する。
	②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
	③寝具やカーテンは防災品を使用する。
	④消火器などを設置し、使い方を確認する。
	⑤避難経路と避難方法を常に確保する。
	⑥地域ぐるみの防火対策を行う。

## 11月9日は「119番の日」

119番通報の際は、次のことを知らせましょう。

- ①「救急」か「火災」かの区別
- ②来て欲しい場所の住所と名前(家や店など) または、目標となる建物の名前
- ③どうしたのか
- ④通報者の名前、電話番号

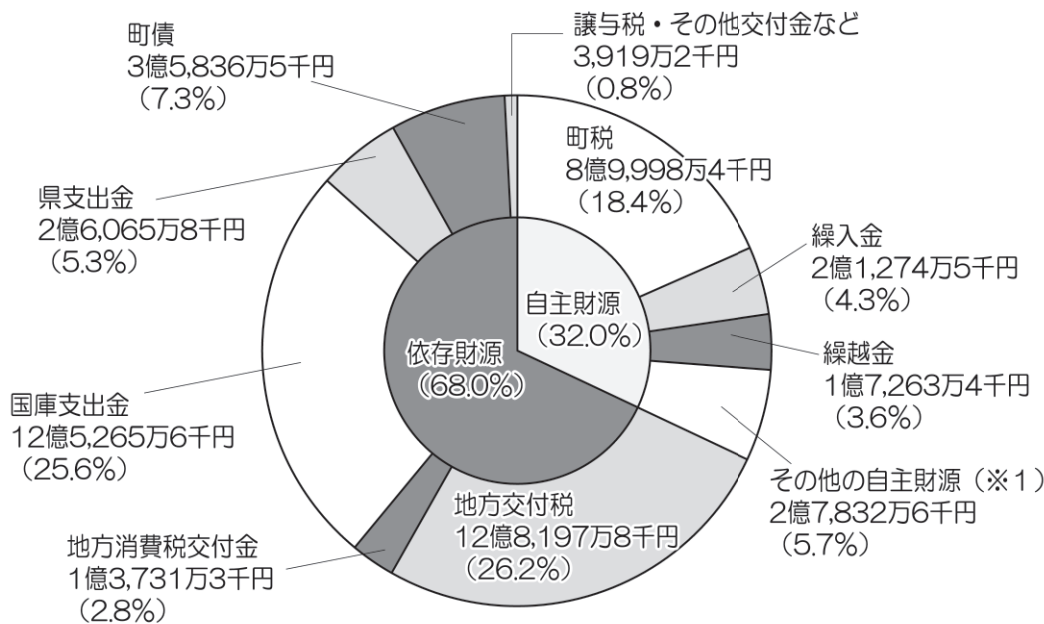
また、音声での緊急通報が困難な人が、スマートフォンなどから直接通報できる「Net 119 サービス」を開始しました。利用には登録が必要ですので、詳しくは湯河原町消防署までお問い合わせください。



☎問い合わせ 湯河原町消防署 ☎60・0119

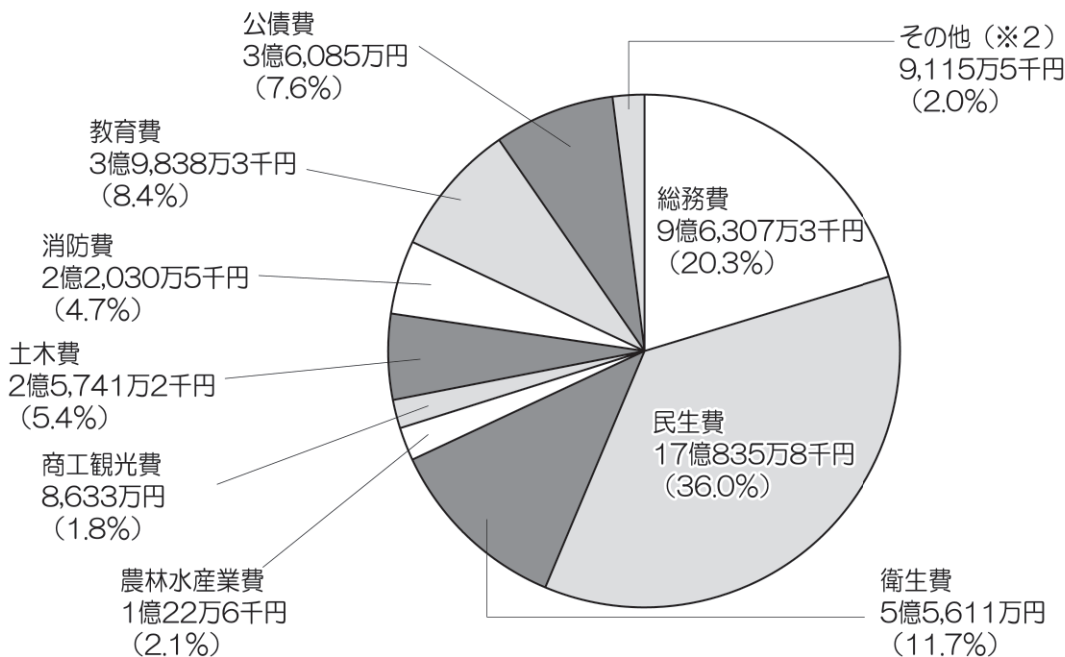
一般会計決算

歳入総額 48億9,385万1千円



※1 その他自主財源…分担金および負担金(7,161万8千円)、使用料および手数料(3,159万4千円)、財産収入(5,253万7千円)、寄附金(1,396万9千円)、諸収入(1億860万8千円)

歳出総額 47億4,220万2千円



※2 その他…議会費(8,254万4千円)、災害復旧費(837万1千円)、諸支出金(24万円)

町民1人あたりの額 (令和3年3月31日時点の人口7,074人で算出)

1人あたりが負担した額(町税)



12万7,224円

1人あたりに使われた額



67万371円

差額の54万3,147円は、国・県の補助金や地方交付税でまかなわれています。

町の財政がどのように執行され、現在どのような状況にあるかを町民の皆さんに知っていただくため、真鶴町財政状況の公表に関する条例に基づき、令和2年度決算を報告します。

問い合わせ 財務課 内線351



## ▼ 消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途 ▼

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分は社会保障関連経費に充てることとされており、令和2年度におけるその使途は次の表のとおりです。

区分	事業名	事業費	一般財源	うち消費税交付税引き上げ分
民生費	障害者自立支援給付等事業	1億8,618万2千円	5,138万1千円	2,335万円
	老人保健医療対策事業	1億1,104万9千円	1億1,104万9千円	5,046万6千円
	放課後児童対策事業	465万円	75万5千円	34万4千円
	小計	3億188万1千円	1億6,318万5千円	7,416万円
衛生費	妊婦・乳幼児健康診査事業	144万9千円	144万9千円	65万8千円
	予防接種事業（子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブ含む）	1,374万5千円	947万2千円	430万4千円
	小計	1,519万4千円	1,092万1千円	496万2千円
合計		3億1,707万5千円	1億7,410万6千円	7,912万2千円

## ▼ 町が所有している財産 ▼

### 公有財産

土地 307万1,266m<sup>2</sup> 山林 面積 130万107m<sup>2</sup>  
立木推定蓄積量 1万9,972m<sup>3</sup>



建物 3万2,031m<sup>2</sup>

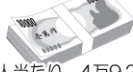
出資による権利 1,901万4千円



### 基金

現金 3億4,852万7千円

土地 1万5,818m<sup>2</sup>



(町民1人当たり 4万9,269円)

## ▼ 町 債 ▼

区 分	残 高
一般会計	35億47万4千円
国民健康保険施設勘定	1億9,947万5千円
下水道事業	15億3,080万1千円
合計	52億3,075万円
町民1人当たり(※3)	73万9千円

※3 令和3年3月31日時点の人口7,074人で算出

## 主な財政用語の解説 ▶▶▶

### 《歳入》

町 税	町民の皆さんに納めていただくお金
譲与税・交付金	国税の一部から一定の基準で交付されるお金
地方交付税	行政サービスを保証するために一定割合で市町村に交付されるお金
分担金・負担金	特定の事業により利益を受ける人や団体に負担してもらったお金
国県支出金	町が行う特定の事業に対して、一定割合で国や県から交付されるお金
寄附金	町の事業のために皆さんから頂いたお金
繰入金	会計間相互の資金運用や、基金を取り崩したお金
町 債	特定の事業を行うために、長期間にわたり借り入れするお金

### 《歳出》

総務費	全般的な管理事務、広報文書、財産管理、徴税、選挙などのお金
民生費	高齢者・児童などの福祉向上のためのお金
衛生費	健康診査などの保健事業、ごみ・し尿処理などの環境衛生のお金
商工観光費	商工業の振興、観光対策などのお金
土木費	道路、公園、住宅などの整備・管理のお金
消防費	消火・救急・予防業務のお金
教育費	幼稚園や小・中学校、文化活動のためのお金
公債費	国や県、銀行などから借りたお金・利息の返済金

# 令和2年度 決算報告 (前ページからの続き)

## ▼ 特別会計決算 ▼

【歳入】 歳入決算額	会計名	【歳出】 歳出決算額
10億8,482万3千円	国民健康保険事業勘定	10億3,742万8千円
9,709万1千円	国民健康保険施設勘定	9,577万6千円
2億3,153万4千円	下水道事業	2億2,858万9千円
3,275万8千円	真鶴魚座・ケープ真鶴	2,979万1千円
9億9,808万3千円	介護保険事業	9億3,878万1千円
1億4,481万4千円	後期高齢者医療	1億4,311万円

## ▼ 企業会計（水道事業） ▼

### 収益的収入

区分	予算額	決算額
水道事業収益	2億4,006万円	2億3,294万7千円
営業収益	2億2,501万8千円	2億1,733万3千円
営業外収益	1,504万2千円	1,561万4千円

### 収益的支出

区分	予算額	決算額
水道事業費用	2億1,400万円	2億1,354万6千円
営業費用	1億9,306万7千円	1億9,305万円
営業外費用	2,049万6千円	2,049万6千円
予備費	43万7千円	0円

### 資本的収入

区分	予算額	決算額
資本的収入	6,600万円	2,770万円
企業債	6,600万円	2,770万円

### 資本的支出

区分	予算額	決算額
資本的支出	1億4,180万円	1億367万1千円
建設改良費	6,620万2千円	2,810万3千円
企業債償還金	7,259万8千円	7,256万8千円
他会計長期借入金償還金	300万円	300万円

### 事業報告

事項	令和2年度	前年度比	
年度末給水人口	7,074人	▲87人	
計画給水人口	10,400人	0人	
普及率(対計画給水人口)	68.02%	▲0.84%	
年度末給水柱数	3,711柱	▲31柱	
配水量	年間	98万8,077m <sup>3</sup>	2,123m <sup>3</sup>
	1か月平均	8万2,340m <sup>3</sup>	177m <sup>3</sup>
	1日平均	2,707m <sup>3</sup>	13m <sup>3</sup>
有収水量	年間	80万9,071m <sup>3</sup>	6,110m <sup>3</sup>
	1か月平均	6万7,423m <sup>3</sup>	510m <sup>3</sup>
	1日平均	2,217m <sup>3</sup>	23m <sup>3</sup>
1日最大給水量	4,014m <sup>3</sup>	26m <sup>3</sup>	
有収率	81.88%	0.44%	

### 主な用語の解説

収益的収入・支出：水道会計を運営するための費用  
 資本的収入・支出：水道会計の施設を運営するための費用  
 計画給水人口：将来予測される給水人口  
 配水量：給水区域に給水した水量  
 有収水量：水道料金の徴収の基礎となった水量  
 有収率：配水量に対する有収水量の割合